

## 広島市地域防災計画の主な修正項目

- 1 避難準備情報等の名称変更について…………… P. 1
- 2 土砂災害における避難勧告等の発令基準の見直しについて…………… P. 2～P. 4

1 避難準備情報等の名称変更について

(1) 概要

平成 28 年台風第 10 号による水害により死者・行方不明者が 27 人にのぼるなど、東北・北海道の各地で甚大な被害が発生した。とりわけ、岩手県岩泉町の高齢者施設では、施設管理者等に避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことから入所者 9 名全員が亡くなった。

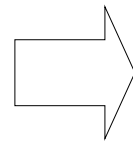
これを踏まえ、国においては、本年 1 月末に「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、「避難準備情報」の名称を、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、「避難準備・高齢者等避難開始」に変更し、併せて、避難勧告と避難指示の差異が明確となるように、「避難指示」に“緊急”を付記するよう変更した。

このため、本市においても、避難準備情報等の名称変更を行う。

(2) 修正内容

【修正前】

避難準備情報
避難勧告
避難指示



【修正後】

避難準備・高齢者等避難開始
避難勧告
避難指示（緊急）

(3) 新旧対照表

修正前	修正後
<p>基本・風水害対策編 第 2 章 災害予防計画 第 6 節 避難体制の整備 第 1 1 避難情報を住民の避難行動につなげるための取組《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》</p> <p>1 避難準備情報及び避難勧告の対象区域の特定・整理 避難情報を住民の避難行動につなげるため、<u>避難準備情報</u>、<u>避難勧告</u>・<u>指示</u>を発令する対象区域の特定・整理を進める。</p> <hr/> <p>第 7 節 防災教育・訓練及び調査研究 第 1 防災知識の普及 1 市民に対する防災広報《企画総務局広報課、危機管理室災害予防課、消防局予防課・各消防署、各区区政調整課・地域起こし推進課》</p> <p>(1) 周知の内容 ウ 防災情報（気象情報や災害情報等）の意味 「注意喚起（自主避難の呼びかけ）」、「<u>避難準備情報</u>」、「<u>避難勧告</u>」、「<u>避難指示</u>」の意味、危険度の段階に応じて発信する意図等。</p> <hr/> <p>第 3 章 災害応急対策 第 2 節 災害応急組織の編成・運用 第 5 災害警戒本部《危機管理室危機管理課》 2 任務 (2) 避難情報の発信 区災害警戒本部は、地域の危険度の段階に応じて、避難情報（注意喚起（自主避難の呼びかけ））、<u>避難準備情報</u>、<u>避難勧告</u>・<u>指示</u>）を発信・発令する。</p>	<p>基本・風水害対策編 第 2 章 災害予防計画 第 6 節 避難体制の整備 第 1 1 避難情報を住民の避難行動につなげるための取組《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》</p> <p>1 避難準備情報及び避難勧告の対象区域の特定・整理 避難情報を住民の避難行動につなげるため、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示（緊急）</u>を発令する対象区域の特定・整理を進める。</p> <hr/> <p>第 7 節 防災教育・訓練及び調査研究 第 1 防災知識の普及 1 市民に対する防災広報《企画総務局広報課、危機管理室災害予防課、消防局予防課・各消防署、各区区政調整課・地域起こし推進課》</p> <p>(1) 周知の内容 ウ 防災情報（気象情報や災害情報等）の意味 「注意喚起（自主避難の呼びかけ）」、「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」、「<u>避難勧告</u>」、「<u>避難指示（緊急）</u>」の意味、危険度の段階に応じて発信する意図等。</p> <hr/> <p>第 3 章 災害応急対策 第 2 節 災害応急組織の編成・運用 第 5 災害警戒本部《危機管理室危機管理課》 2 任務 (2) 避難情報の発信 区災害警戒本部は、地域の危険度の段階に応じて、避難情報（注意喚起（自主避難の呼びかけ））、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示（緊急）</u>）を発信・発令する。</p>
<p>以下同様に、地域防災計画及び水防計画内の「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に修正する。</p>	

## 2 土砂災害における避難勧告等の発令基準の見直しについて

### (1) 概要

本市は、土砂災害における避難勧告等の発令の判断指標として、現在、実効雨量と土壌雨量指数を使った「土砂災害に関するメッシュ情報」を用いている。

実効雨量と土壌雨量指数は、共に土壌の水分量を表す指標であり、土壌の水分量がピークに達する時期、増加減少の推移特性は類似しているが、計算方法が異なることから、雨の降り方によっては、計算値の乖離が大きくなる場合がある。この場合の実効雨量による避難勧告等は、テレビ、パソコン、スマートフォン等で広く市民に提供されている「土砂災害に関するメッシュ情報」に危険度が未表示の地域の市民にとって分かりにくく、避難行動につながりにくいものとなっている。

また、現行基準における土砂災害警戒情報が発表された際の全市域への避難準備情報の発令は、危険度を考慮していないため、雨がほとんど降っていない地域へも発令する場合もあり、市民にとって避難準備等の必要性が理解し難いものとなっている。

このため、土砂災害における避難勧告等の発令基準の見直しを行う。

### (2) 修正内容

#### ア 避難勧告の発令判断の指標について

現行の指標は、「実効雨量」と「土砂災害に関するメッシュ情報」を併用しているが、「土砂災害に関するメッシュ情報」のみとする。

##### (理由)

- 「土砂災害に関するメッシュ情報」は、国において土砂災害を捕らえる指標として実効雨量との比較検討も経ながら土砂災害に対する全国的な基準となっており、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）」（以下「ガイドライン」という。）においても、「土砂災害に関するメッシュ情報」を避難勧告等の判断基準に活用することとしている。また、土砂災害の危険箇所がない大阪市を除く他の政令指定都市においても18都市中15都市が、「土砂災害に関するメッシュ情報」のみを避難勧告等の判断基準に採用している。
- 「土砂災害に関するメッシュ情報」は、テレビやパソコン、スマートフォン等で確認することができるため、市民が自分達の住む地域の危険度を視覚的に捉えやすいものとなっており、自主的な避難判断の材料として有効な情報である。
- 「土砂災害に関するメッシュ情報」に設定される土砂災害の発生危険を示す基準線は、過去の土砂災害発生時の降雨や非発生時の降雨に基づき、土砂災害警戒情報の発表頻度や、災害が発生する前に土砂災害警戒情報が発表できるかといった災害捕捉率を考慮し設定されており、平成26年の8.20豪雨災害においても適切に災害発生を捕らえている。

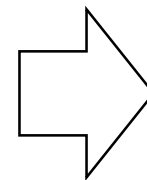
##### 【修正前】

###### 〔避難準備情報〕

- 大雨警報が発表され、実効雨量が警戒基準雨量に達した時
- 土砂災害警戒情報が発表されていない場合で、「土砂災害に関するメッシュ情報」の危険度（2時間後又は1時間後に基準値を超過）が表示された時

###### 〔避難勧告〕

- 大雨警報が発表され、実効雨量が避難基準雨量に達した時
- 土砂災害警戒情報が発表され、「土砂災害に関するメッシュ情報」の危険度（1時間後又は実況で基準値を超過）が表示された時



##### 【修正後】

###### 〔避難準備・高齢者等避難開始〕

~~大雨警報が発表され、実効雨量が警戒基準雨量に達した時~~

- 土砂災害警戒情報が発表されていない場合で、「土砂災害に関するメッシュ情報」の危険度（2時間後又は1時間後に基準値を超過）が表示された時

###### 〔避難勧告〕

~~大雨警報が発表され、実効雨量が避難基準雨量に達した時~~

- 土砂災害警戒情報が発表され、「土砂災害に関するメッシュ情報」の危険度（1時間後又は実況で基準値を超過）が表示された時

#### イ 土砂災害警戒情報が発表された際の避難準備情報について

現行は、本市に土砂災害警戒情報が発表された場合、避難勧告の発令対象区域を除き全市域に避難準備情報を発令しているが、これを避難勧告の発令対象区域の存する行政区域に発令するものとする。また、避難勧告の発令されていない行政区については、「大雨警報基準超過」以上の危険度を示す「土砂災害に関するメッシュ情報」が表示された時に、該当する行政区に発令する。

##### (理由)

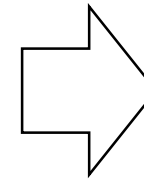
- ガイドラインでは、避難勧告等の避難情報を受け取った住民が危機感を持ち適時適切な避難行動につながられるようにする観点から、避難勧告等の発令対象地域については、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましいとされていることから、全市域から絞り込んだ行政区域とする。
- 土砂災害警戒情報発表前の避難準備情報の発令基準は、「土砂災害に関するメッシュ情報」の危険度が2時間後又は1時間後に基準値を超過した時であるが、土砂災害警戒情報発表後の発令基準は、土砂災害の発生危険度が一段と高まった状況にあり、急激な気象の変化で土砂災害が発生するおそれもあることから、1段階早い「大雨警報基準超過」以上の危険度が表示された時とする。

【修正前】

土砂災害警戒情報	土砂災害に関するメッシュ情報※	発令情報	発令単位
発表前	2時間後基準値超過 1時間後基準値超過	避難準備情報	小学校区
発表後	1時間後基準値超過 実況で基準値超過	避難勧告	小学校区
	危険度の基準なし	避難準備情報	全市域 (勧告発令対象区域を除く)

【修正後】

土砂災害警戒情報	土砂災害に関するメッシュ情報※	発令情報	発令単位
発表前	2時間後基準値超過 1時間後基準値超過	避難準備・ 高齢者等避難開始	小学校区
発表後	1時間後基準値超過 実況で基準値超過	避難勧告	小学校区
	危険度の基準なし (避難勧告の発令対象区域の存する行政区)	避難準備・ 高齢者等避難開始 ※ 例1	行政区 (勧告発令対象区域を除く)
	大雨警報基準超過 2時間後基準値超過	避難準備・ 高齢者等避難開始 ※ 例2、例3	行政区

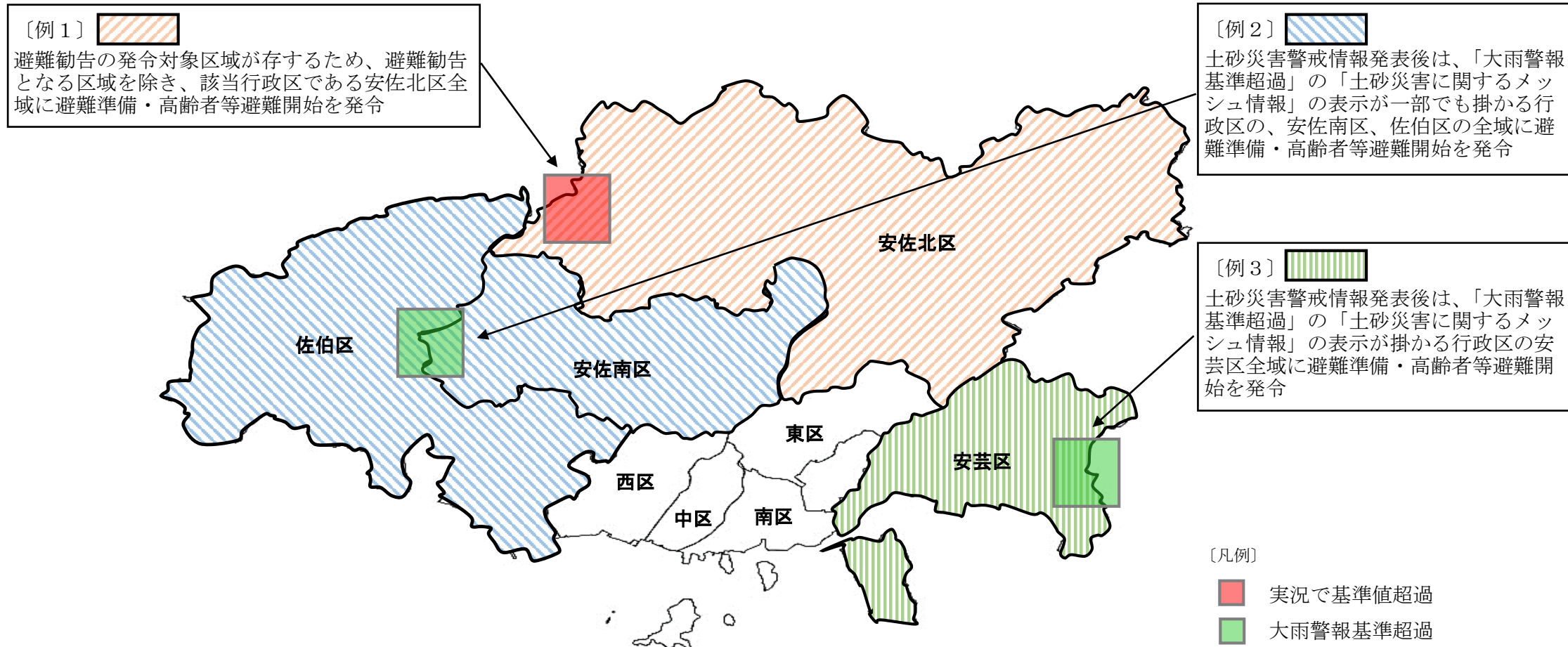


※ 土砂災害に関するメッシュ情報

小  
危険度  
大

- ・ 大雨警報基準超過 : 現在・1時間先予測・2時先予測で、大雨警報の発表基準を超過した状態
- ・ 2時間後基準値超過 : 今後2時間以内に土砂災害発生の目安となる基準に到達すると予測される状態
- ・ 1時間後基準値超過 : 今後1時間以内に土砂災害発生の目安となる基準に到達すると予測される状態
- ・ 実況で基準値超過 : 実況で土砂災害発生の目安となる基準に到達した状態

〔例示〕





(3) 新旧対照表

修正前					修正後				
広島市水防計画 第4章 避難対策 第4節 災害種別に応じた避難 《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室災害予防課・災害対策課、各消防署》 第3 土砂災害への対応 1 段階に応じた対応					広島市水防計画 第4章 避難対策 第4節 災害種別に応じた避難 《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室災害予防課・災害対策課、各消防署》 第3 土砂災害への対応 1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動	段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第3段階	【避難準備情報】 1 土砂災害警戒基準雨量に達した場合 2 気象台と広島県から、土砂災害警戒情報が発表されていない場合で、メッシュ情報(危険度判定)(※3)に危険度(2時間後又は1時間後に基準値を超過)が表示された場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※1)に対し避難準備情報を発令する。 なお、危険が迫っている場合には、避難勧告等を行う。 2 原則として、小学校区に1箇所の拠点的な指定緊急避難場所を開設する。 3 市域に初めて避難準備情報を発令した際には、再度、全市域に注意喚起(自主避難の呼びかけ)を発信する。	1 避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。 2 要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた知人宅、地域が自主的に開設した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。(※2)	第3段階	【避難準備・高齢者等避難開始(削除)】 1 気象台と広島県から、土砂災害警戒情報が発表されていない場合で、土砂災害に関するメッシュ情報(※3)に危険度(2時間後又は1時間後に基準値を超過)が表示された場合 2 気象台と広島県から土砂災害警戒情報が発表された場合で、土砂災害に関するメッシュ情報(※3)に危険度(大雨警報基準超過、2時間後基準値超過)が表示された場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※1)に対し避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 なお、危険が迫っている場合には、避難勧告等を行う。 2 (同左) 3 市域に初めて避難準備・高齢者等避難開始を発令した際には、再度、全市域に注意喚起(自主避難の呼びかけ)を発信する。	1 (同左) 2 (同左) 3 (同左)
	【避難勧告】 1 土砂災害避難基準雨量に達した場合 2 気象台と広島県から土砂災害警戒情報が発表され、メッシュ情報(危険度判定)(※3)に危険度(1時間後又は実況で基準値を超過)が表示された場合 3 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合 4 土砂災害緊急情報が通知された場合		【災害対策本部(第一次~四次)】	1 必要な区域(※1)に避難勧告を行う。 危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。 急激に気象が変化し、危険が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 土砂災害警戒情報が発表され、避難勧告が発令されていない地域(全市域の危険区域)に対し、避難準備情報を伝達する。 3 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。		1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には建物内の安全な場所(上階)に待避する。 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。(※4) 3 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番通報をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。		第4段階	【避難勧告(削除)】 1 気象台と広島県から土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報(※3)に危険度(1時間後又は実況で基準値を超過)が表示された場合 2 (同左) 3 (同左)
※1 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域とし、土砂災害危険箇所図に示す危険区域は自主防災組織などとあらかじめ協議して設定する区域とする。 ※2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。 ※3 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報(危険度判定)(実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示) ※4 屋外の移動に危険が伴う場合は、①堅固な建築物の上階に移動する、②木造建築物でも上階のしかも山の反対側のほうに移動することにより、少しでも危険性が低くなる。 なお、土砂災害ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害危険箇所や避難所等、避難経路等を確認しておく。 ※5 第3段階及び第4段階は、原則として、気象台から大雨警報(土砂災害)が発表されている場合とする。					※1 (同左) ※2 (同左) ※3 (同左) ※4 (同左) (削除) ※5 大雨警報(土砂災害)発表後は、実効雨量(7.2時間半減期)を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報の補完情報として参照する。				
その他同様に、地域防災計画及び水防計画内の土砂災害における避難勧告等の発令基準の指標を「土砂災害に関するメッシュ情報」のみに修正する。									